



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成29年 5月16日

【 照 会 先 】

山梨労働局 職業安定部職業安定課
課 長 宮崎 正人
地方職業指導官 石川 実
(電話)055-225-2857

新規高等学校卒業者の就職に係る申合せを確認

～平成29年度山梨県高等学校就職問題検討会議の開催結果～

先般、標記会議において、平成30年3月新規高等学校卒業者に係る就職問題等について検討を行い、裏面のとおり申合せを確認しました。

- 標記会議は、新規高等学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、平成14年度から、山梨県教育庁高校教育課と共同で開催しています。
- 当該会議の構成員は、山梨労働局職業安定部職業安定課、甲府公共職業安定所、山梨県産業労働部労政雇用課、山梨県教育庁高校教育課、山梨県県民生活部私学・科学振興課、山梨県高等学校長協会、山梨県高等学校教育研究会進路指導部会、山梨県経営者協会、山梨県商工会議所連合会、山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会です。

平成30年3月新規高等学校卒業者の就職問題に関する申合せ

平成30年3月新規高等学校卒業者に係る就職問題等について「山梨県高等学校就職問題検討会議」において協議した結果、正常な学校教育の維持及び適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

1 応募・推薦等について

- (1) 平成30年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦については、平成29年10月14日までは一人一社のみの応募・推薦とし、平成29年10月15日以降は複数応募・推薦を可能とする。
- (2) 企業側は、平成29年10月15日以降においても採用選考機会の拡大に努める。
また、求人が充足・取消となった場合には、速やかに学校及びハローワークへ連絡する。
- (3) 企業側は、複数応募・推薦に伴い、複数の企業から内定を得た生徒側からの採用辞退について理解する。

2 求人指定校制について

企業が学校を指定して求人募集を行うことは、均等な就職機会の確保の観点からは望ましくないが、その職種や仕事内容から学校・学科の指定等に一定の合理性が認められる場合があることを考慮し、可能な限り求人の共有化を進めることにより、生徒の就職機会の均等を図る。

3 高校求人の確保について

応募・推薦については上記1に示したとおりとするが、当該申合せを履行する上で、求人の確保は必要不可欠であるため、企業・学校・行政においては新規高等学校卒業者の求人確保に最大限努力する。

4 応募に係る採否通知について

企業側は、応募に対する採否について、可能な限り速やかに応募者(学校を含む。)に通知するよう最大限協力する。

平成29年5月15日

山 梨 県 労 働 局
 公 共 職 業 安 定 所
 山 梨 県 教 育 委 員 会
 山 梨 県 高 等 学 校 長 協 会
 山 梨 県 高 等 学 校 教 育 研 究 会 進 路 指 導 部
 山 梨 県 経 営 者 協 会
 山 梨 県 商 工 会 議 所 連 合 会
 山 梨 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
 山 梨 県 商 工 会 連 合 会